

物価高騰対策給付金（不足額給付）のご案内



たいしょうしゃ

対象者

① または②に該当する方。

① **令和6年度に実施した当初調整給付（※）の支給額に不足が生じる方**

※練馬区では「物価高騰対策給付金（調整給付）」の名称で実施

② **次のすべての要件を満たす方**

・令和6年分所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額のいずれも定額減税前税額が

ゼロ（本人として、定額減税の対象外である方）

・税制度上「扶養親族」の対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計

所得金額48万円超の方）

・低所得世帯向け給付金（令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付

金（7万円または10万円）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

しきゅうがく

支給額

① 支給額および算出方法等については区 H P をご確認ください。

②

ひとりあたり原則 **4万円**（定額）を支給

※令和6年1月1日時点の国外居住者は3万円。

申請方法

① 7月上旬に「お知らせ」もしくは「確認書」を発送します。

・「お知らせ」が届いた方…口座変更や辞退の希望がなければ、お知らせ記載の口座に順次振り込みます。

・「確認書」が届いた方…確認書に必要事項を記載の上、令和7年10月31日（必着）までに返送してください。

② 7月上旬に「確認書」を発送します。

支給時期

7月下旬以降 ※申請から支給までに4週間程度かかります。

その他



物価高騰対策給付金（不足額給付）の

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

練馬区や国（の職員）から「物価高騰対策給付金（不足額給付）」を給付するために、

手数料の振込などを要求することは絶対ありません。振込を要求するような電話がかかってきたり、

郵便、メールが届いた場合、練馬区や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください



練馬区ホームページ

最新の情報・申請書は、練馬区ホームページをご確認ください

お問い合わせ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター

0120 - 186 - 906

受付時間 平日9:00~17:00